

1 議事日程(初日)

〔平成17年太宰府市議会第1回(3月)定例会〕

平成17年3月1日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 施政方針 |
| 日程第5 | 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について |
| 日程第6 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第2号 財産の取得(史跡地)について |
| 日程第9 | 議案第3号 市道路線の認定について |
| 日程第10 | 議案第4号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について |
| 日程第11 | 議案第5号 筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第12 | 議案第6号 筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について |
| 日程第13 | 議案第7号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第14 | 議案第8号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第15 | 議案第9号 福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第16 | 議案第10号 福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第17 | 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第12号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第13号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第14号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第15号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について |

- 日程第22 議案第16号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第19号 太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第20号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第21号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第22号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第23号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第24号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第25号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第26号 平成17年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第33 議案第27号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第28号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計予算について
- 日程第35 議案第29号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第30号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第31号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第32号 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第33号 平成17年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第40 議案第34号 平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

7番 不老光幸 議員

8番 渡邊美穂 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	総務部次長	松田幸夫
地域振興部次長	三笠哲生	健康福祉部次長	村尾昭子
総務課長	松島健二	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	市民課長	藤幸二郎
建設課長	武藤三郎	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成17年太宰府市議会第1回定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

7番、不老光幸議員

8番、渡邊美穂議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの24日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 施政方針

議長（村山弘行議員） 日程第4、「施政方針」に入ります。

市長の施政方針を受けることにします。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 本日ここに、平成17年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中をご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたびの議会は、平成17年度の当初予算案をはじめ、重要施策並びに条例案をご審議いただく重要な議会でございます。議案提出に先立ちまして、今後の市政運営に臨む私の所信の一端をご説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げる次第であります。

私は、市長に就任して以来、一貫して「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」を市政運営の基本姿勢に据え、生まれ育った愛する「ふるさと太宰府」の限りない発展と市民の皆様の幸せをひたすら願いながら、本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けて、全身全霊を傾注してまいりました。

早いもので、私が3期目の市政をお預かりして、本年度は折り返し点に差しかかる節目の年に当たります。本年度も元気がみなぎるまち「太宰府」の一層の発展に全力を尽くしてまいり所存であります。

さて、平成17年度に特筆すべきは、九州国立博物館が本年10月15日に開館式典を挙行、10月16日にオープンすることにあります。このことは、新たな1ページを歴史に刻む太宰府の新時代の到来ともいべき出来事であり、未永く後世に語り継がれることでありましょう。これもひとえに先達が国立博物館の誘致という夢に向かって情熱を傾けたことにより、結実したたまものである。改めて誘致運動にかかわられた諸先輩に敬意を表するとともに、感謝申し上げます。次第であります。

私は、もはや秒読みの段階に入った九州国立博物館のオープンを地元市長として迎えることに、国立博物館との浅からぬえにしを感じ、万感胸に迫る思いでいっぱいであります。また、この九州国立博物館のオープンを契機として、本市のすばらしい歴史的文化遺産をはじめ、大野城、基肄城、鴻臚館跡など福岡都市圏で渾然一体をなす歴史的文化遺産がアジアの歴史遺産として輝きを放ち、アジアとの連携や交流が進展することを大いに期待いたしております。そして、九州国立博物館を「光を放つ」原動力としつつ、先人たちのたゆまぬ努力により連綿と築かれてきた太宰府の文化遺産を市民遺産へと広げる取り組みを市民との協働で推し進め、後世に誇るべき新たな歴史を紡いでまいり所存であります。

さらには、観光資源と人とを総動員して、あまたの歴史的文化遺産を光として、「国博のあるまち太宰府」の魅力を全国に、アジアに、そして世界に発信してまいります。

さて、平成16年度を顧みますと、国内ではたび重なる台風や新潟県中越大地震、国外ではス

マトラ島沖の大地震、インド洋大津波による未曾有の大災害に襲われました。一昨年7月19日の豪雨災害を思い起こし、改めて自然の脅威、恐ろしさを認識させられたところであります。被害に遭われた方々に対して心からお見舞い申し上げます。

本市においても、安全への備えはまちづくりの基本であるとの考え方のもと、さきの災害が二度と起こらないように、防災体制の確立を図り、関係機関と緊密な連携を取りながら、将来にわたって災害に強いまち、安心して暮らせるまちづくりに万全を期してまいる所存であります。

とりわけ、総事業費が約36億円にも上ります本市の災害復旧事業につきましては、一般財源を約11億3,000万円拠出し、約14億5,000万円の国庫補助、約7,000万円の県費補助を受けながら、平成18年度を目途に、河川、道路などの全面復旧に全力を傾注してまいります。

また、福岡県におきましても、引き続き御笠川流域の河川改修や四王寺山系、宝満山系の治山治水など、万全を期すべく最重点課題として取り組まれており、本市といたしましても、県との緊密な連携のもと、全力を挙げて支援してまいります。

さて、我が国の社会経済情勢は、企業部門の改善に広がりが見られ、個人消費も持ち直すなど、景気は緩やかな回復基調であるものの、デフレ傾向が続いており、先行きの不透明感を払拭できない状況であります。国においては、現下の小泉政権は三位一体の改革や郵政民営化などの構造改革を積極的に進めております。そして、平成17年一般会計の政府予算案は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針に沿い、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化、効率化を実施するなど、施策を集中する予算とし、その総額は82兆1,829億円となっております。また、地方財政計画では、地方自治体の自助努力を促していくことを方針として、その規模は1.1%減の83兆7,700億円程度であり、地方にとって大変厳しい状況が続いております。

本市においても、歳入の根幹となる市税収入が低迷する中、平成16年度には地方交付税及び臨時財政対策債が国の財政再建を優先させた結果、6億円減額され、本市の財政に大きな打撃を与えました。また、平成17年においても、この6億円の財政不足を解消するには至らず、財政調整基金から3億5,000万円の繰り入れをしなければ予算編成ができないという事態に陥り、基金も底をつきつつあるという極めて厳しい状況に直面いたしております。

ご存じのとおり、平成15年度の経常収支比率は93.8%と、財政の硬直化が一段と進み、一般財源の減少や災害復旧事業に伴う公債費の増加などにより、経常収支比率はここしばらく上昇するものと予想され、公債費、人件費、扶助費の義務的経費をはじめとする経常経費のさらなる削減を迫られている状況にあります。

こうしたことから、平成17年度の予算編成に当たりましては、補助金、交付金などの財源のある事業を優先し、地方債の発行を25億円以下に抑えるなど、単独事業の抑制を図ったところでもあります。また、団体補助金の削減、委託料の見直し、滞納市税・料金の収納率向上、職員の退職者不補充、臨時・嘱託職員の削減、時間外勤務手当の削減を行うなど、職員自らの生産性を高めることで対応することといたしております。さらに、不本意であります、市民の皆

様にも公共施設の使用料改定や施設の休館日の設定などにより一定のご負担をお願いいたしております。

このような財政状況におきまして、私自身はもとより職員が率先して痛みを甘受しなければならないと考えており、現在財政健全化のための計画を策定すべく鋭意準備を進めているところでございます。これにより、市民の皆様には一定の我慢をお願いしなければならないことも出てこようかと思われませんが、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願いするものであります。

それでは、本年度における本市運営の重点施策及び主要施策につきまして、「第四次総合計画」の大綱に沿って概要をご説明申し上げます。

3つの戦略プロジェクトの推進を機軸に、5つの施策を絡めながら、あらゆる領域において、本市ならではの資源を有効に活用しながら、個性と活力にあふれる21世紀、人が輝く太宰府のまちづくりに総力を結集して取り組んでまいり所存であります。

第1に、まるごと博物館の推進プロジェクトについてであります。

まるごと博物館とは、九州国立博物館とその周辺地域をコアエリアとして、全市域において市民一人ひとりが自然や歴史や文化を五感で感じ味わうことのできるまちを目指し、総合的な施策や事業を展開していくものであります。

まず、九州国立博物館のこけら落としを記念して、市内の全域を舞台に、歴史的文化遺産とアート作品との共演による屋根のない博物館をほうふつとさせる演出など、アートとコミュニケーションをコンセプトとした「アートイベント『COTOCOTOださいふ』（仮称）」を開催いたします。また、関係諸団体の開館記念イベントとも緊密に連携を取りながら、まちを挙げて市民とともに祝い、喜びを分かち合う記念イベントを展開してまいります。

そして、まるごと博物館のコアエリアの整備として、散策路整備事業を地元関係者のご理解とご協力を得ながら、九州国立博物館のオープンまでに完了させる予定であります。また、地域活性化複合施設太宰府館を軸として、観光、産業の活性化を図ってまいります。さらに、観光客が市内を回遊する仕掛けとして、本年度新たに万葉歌碑を設置するとともに、新観光プログラムのプロモーションと連携した観光マップ、観光ホームページの充実により、太宰府の特色と魅力を発信してまいります。

また、県事業である九州国立博物館への誘導サイン整備と歩調を合わせまして、観光客をはじめとした来訪者が市内を周遊できるよう案内標識を設置いたします。このほか、地域の歴史や伝統文化を学ぶなど、太宰府の価値、地域の魅力を再発見する太宰府発見塾講座を市史編集委員をはじめとする多彩な講師陣を迎えて開催いたします。

景観づくりにつきましては、歴史景観や自然景観など、本市特有の空間の広がりを生かして、全市域を視野に入れた美しいまちの実現を図るため、景観まちづくり条例（仮称）の制定に向けた取り組みを進めてまいります。また、九州国立博物館の開館に伴う来訪者へのもてなしを含めた、地域に彩りを添える花いっぱい運動を本年度も引き続き市内全域で展開してまい

ります。

国際化の推進につきましては、九州国立博物館のオープンで外国からお迎えするお客様が安心して太宰府に滞在できるよう、外国語による太宰府の情報、案内を充実させるとともに、国際感覚豊かな人材育成に努めてまいります。また、本市在住の外国人との共生の観点から、国際交流事業の実施や国際交流関係団体の支援、育成を行ってまいります。

ボランティア団体の育成につきましては、九州国立博物館を支援する会をサポートするなど、市民ボランティアの育成に努めてまいります。また、九州国立博物館のボランティア導入も視野に入れた新たな取り組みなど、調査研究に努めてまいります。

そして、文化振興、生涯学習や環境美化活動などの施策や事業につきましても、地域に根差した質の高い文化を築くため、関係団体との緊密な連絡、連携のもと、その活動を支援してまいります。

第2に、地域コミュニティづくりの推進プロジェクトについてであります。

地域コミュニティづくりとは、自分たちのまちは自分たちでつくるという住民自治の仕組みをつくることにほかなりません。従来の行政主導型の構造を根本から見直し、個人がすべきこと、地域がすべきこと、行政がすべきことなど、それぞれの役割や責任を明らかにしながら、地域と行政との協働によるまちづくりを進めてまいります。

そのため、おおむね小学校区を単位とした地域協議会を可能なところから組織し、自治会やPTAなどの各種団体が連携して、地域の問題を地域自らが解決するなど、主体的活動が展開されるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。

地域コミュニティづくりのイメージといたしましては、地域に暮らす人たちが親睦的な活動などを通して、その輪を広げつつ、自宅前の清掃とあわせてあいさつを交わしながら児童・生徒の登下校を見守ったり、また散歩の合間に空き缶を拾ったりといった自治活動が自主的に展開されることであります。そして、福祉、教育、環境など様々な分野において、地域の実情に合った主体的な活動へと発展していくことを考えております。

現在は、地方分権時代における地域コミュニティづくりの緒についたばかりであり、地域説明会や協議会を重ねているところであります。まず、本年度は新たな地域モデルを選定するなど、より具体的なアプローチに努め、市民同士の交流、連帯が生まれる仕組みづくりや場づくりに努めてまいります。また、あいさつはコミュニケーションの原点であり、コミュニティの基本であるとの認識のもと、あいさつ運動を市民総ぐるみで展開してまいります。

第3に、福祉でまちづくり推進プロジェクトについてであります。

福祉でまちづくりとは、保健・福祉・医療の連携のもと、安心して暮らせるまちづくりの視点で、子育て支援、高齢者福祉、地域福祉などの施策や事業を総合的に展開していくものであります。今日、少子・高齢化の進展に伴い、市民一人ひとりが住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、市が担う福祉行政の役割は極めて重要になってきており、加えて地域コミュニティの中でお互いが見守り支え合うことが何よりも求められております。



このような社会情勢の中、福祉でまちづくりを進める上での根幹となる地域福祉計画を昨年度に策定いたしました。この計画に基づき、体系的に施策や事業を展開してまいります。

特に、多様化する保育ニーズにこたえ、子どもを安心して産み育てることができる環境を整えるため、昨年度策定した太宰府市次世代育成支援対策行動計画に基づき、本年度は子育て支援を重点課題として取り組みを進めてまいります。

まず、本年度に子育て支援の相互援助活動の一環として、ファミリー・サポート・センター事業を展開してまいります。また、乳幼児期における健やかな心身の発達を促すため、本年度中に乳幼児医療費助成の対象年齢を通院について3歳未満までを4歳未満までに1歳引き上げてサービスを拡大してまいります。新たに、病後児に対する乳幼児の健康支援として一時預かり事業を実施するとともに、母子家庭の母親の就業支援のための高等技能訓練促進費を措置するなど、母子の自立支援の充実に努めてまいります。

また、高齢者福祉対策として、引き続き老人憩いの場づくりに努めるとともに、昨年度に大変好評でありましたプラチナパソコン教室を引き続き開催いたします。さらに、新たな介護予防の観点から、高齢者の生きがいづくりや閉じこもり予防策として、サークル活動などの取り組みを進めてまいります。

健康づくりにつきましては、保健センターを市民の健康づくりの拠点と位置づけ、市民の皆様は各種ニーズに応じるため、本年度新たに乳がん検診の精度向上を図るため、マンモグラフィの導入をはじめ、地域において心の健康づくり事業の充実に引き続き努めてまいります。そして、検診や相談業務など、安心と信頼の得られる事業を保健・福祉・医療とが一体となって展開し、市民の一層の健康増進に努めてまいります。

また、地域福祉対策として、社会福祉協議会が進めている地域福祉活動計画事業を側面から支援するとともに、福祉ボランティアや福祉団体・組織の育成、支援、ネットワーク化など、福祉サービスの一層の充実に努めてまいります。

次に、総合計画に定めました5つの施策をご説明申し上げます。

第1の施策は、「人を大切に豊かな心をはぐくむまちづくり」からであります。

市民の皆様が、将来にわたってそれぞれのライフステージにおいて、お互いの人権を尊重しながら主体的に行動し、心豊かで個性や創造性に富んだ多彩な人材が育つまちの実現を目指してまいります。

まず、人権の尊重と同和対策の充実にあります。

いわゆる地対財特法の失効により、国の財政上の特別措置としての同和対策は終了いたしました。平成13年度に実施した太宰府市同和問題実態調査で明らかになりました課題を十分認識し、太宰府市人権・同和政策推進基本計画に基づき、今後も同和問題解決に向けて人権・同和行政を推進してまいります。

また、生活環境の改善事業として推進しておる地区道路整備事業につきましては、地元関係者などのご理解とご協力を得ながら、本年度の事業完了に向けて力を注いでまいります。

次に、男女共同参画の推進についてであります。

男女の人権が尊重され、自らの意思であらゆる分野に参画することができ、ともに利益と責任とを分かち合い、市民一人ひとりが個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、その根幹となる条例の制定について、昨年度から検討いたしてまいりました。条例制定に当たっては、太宰府市男女共同参画審議会の答申を踏まえるとともに、男女共同参画社会基本法にのっとり、実効性のある内容とすべく早い時期の議会での提案を目指してまいります。

次に、生涯学習社会の創造についてであります。

生涯学習につきましては、本年10月16日に一般公開される九州国立博物館を生涯学習活動の一つの拠点と位置づけ、生涯学習の機会と場の拡充に努めるとともに、キャンパスネットワーク会議との連携など、文教都市ならではの特色ある生涯学習の総合的な推進を図るため、太宰府市生涯学習基本計画の改定を行ってまいります。また、多くの市民の皆さんから利用され大変好評をいただいております文化・スポーツ振興財団主催の各種事業を側面から支援してまいります。

生涯スポーツにつきましては、昨年のアテネオリンピックで日本人選手が多くの種目において目を見張る活躍ぶり、私たちに熱い感動と夢と勇気を与えてくれました。改めてスポーツのすばらしさを認識したところであります。本年度も引き続き、文部科学省が提唱する地域と学校で連携しボランティアシップのもとに運営される総合型スポーツクラブの活動を積極的に支援し、スポーツの振興、普及に努めてまいります。

市民図書館につきましては、昭和61年開館以来の貸し出し冊数が本年4月には延べ1,000万冊を突破することが見込まれるなど、大変市民に親しまれており、文教のまちにふさわしく市民の文化教養の醸成に寄与しているものと確信いたしております。本年度も生涯学習の重要な拠点としての機能を再認識し、ボランティアの皆さんの積極的な活用を進め、きめ細かな利用者サービスの一層の充実に努めてまいります。

第2の施策、「健やかで安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

生涯にわたって、市民の皆様が家庭や地域の中で、健康でお互いに支え合う心温まる地域づくりを進め、生き生きと健やかに暮らせるまち、そして安全で安心して暮らせるまちの実現を目指してまいります。

まず、社会保障の充実についてであります。

介護保険事業につきましては、本年度に第3期介護保険事業計画を策定し、平成18年度からの介護保険制度が将来にわたって円滑に展開できるよう、事業運営の健全化に努めてまいります。

また、本年11月には高齢者の文化とスポーツの祭典であります第18回全国健康福祉祭ねりんピック「ふくおか2005」が県内各所で開催されます。本市では、ウオークラリー交流大会の開催地として、全国から集う人々を市民の皆様とともにもてなしの心でお迎えし、多くの出会

いや交流の促進に努めるとともに、高齢者をはじめとするすべての人が安心してはつらつと暮らせる地域づくりに努めてまいります。

次に、安全なまちづくりについてであります。

安全への備えはまちづくりの基本であり、市民の皆様のかげがえのない生命、財産にかかわる極めて重要な課題であります。

消防・救急につきましては、本年度新たに救急救命措置ができる高規格救急車の導入をはじめ、消防ポンプ自動車などの消防資機材の整備、充実を図り、消防・救急体制の増強に努めてまいります。

防災につきましては、一昨年7・19豪雨災害の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画の見直しを行ったところであります。今後は、地域での自主防災組織の確立など、地域防災計画に基づいた施策や事業を関係機関と連携を図りながら積極的に進めてまいります。また、災害発生時に迅速かつ適切な防災活動が実施できるよう、総合防災訓練をはじめとした各種訓練に災害を想定した実践的訓練を組み込み、その充実を努めてまいります。

第3の施策、「自然と環境を大切にすまちづくり」についてであります。

市民の皆様をはじめ、本市を訪れるすべての人がそれぞれの役割に応じてよりよい環境をつくり出そうとする主体的行動を通して、緑豊かな恵まれた自然と潤いと安らぎに満ちた環境を大切にすまちの実現を目指してまいります。

まず、緑の保全と創造についてであります。

史跡地をはじめ公園などの緑地は、環境や景観の保全と創造、潤いと安らぎの場、災害時の避難所ともなるオープンスペースなど、多面的な機能を有しております。緑化推進につきましては、本市の生け垣条例による取り組みをはじめとした緑化推進が評価され、昨年度に緑化推進功労者内閣総理大臣表彰を受賞したところであります。本年度は、第22回全国都市緑化ふくおかフェア「アイランド花どんたく」に出展し、緑化推進を幅広くアピールしてまいります。

公園につきましては、高雄公園を地域住民の憩いの場となる地区公園として、本年度も引き続き整備に向けた取り組みを進めてまいります。また、佐野土地区画整理事業地内の宮ノ本公園と前田公園を街区公園として整備いたします。

次に、生活環境の向上についてであります。

ごみの適正な処理は、市民生活に直結した極めて重要な課題であります。昨年度に見直した一般廃棄物処理基本計画に基づき、本年度新たに太宰府市環境美化センターの施設改修の取り組みに着手するとともに、生活環境の改善、施設の円滑な運営など、ごみの適正な処理に力を注いでまいります。

また、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス削減の世界レベルでの取り組み、いわゆる京都議定書が本年2月16日に発効いたしました。この取り組みには、広域行政での対応が不可欠であることから、福岡都市圏域を機軸とした広域行政でのエコ活動を積極的に進めてまいりま

す。さらに、ごみの減量、リサイクルの推進、不法投棄の防止活動など、環境保全につきましても広域連携による取り組みを展開してまいります。

火葬場につきましては、本年度に実施設計を行い、平成18年度と平成19年度の2か年で、建てかえに向けて地元住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、誠心誠意努力してまいります。

第4の施策、「快適で魅力あるまちづくり」についてであります。

市民の皆様の日々の暮らしが快適で利便性に富んだものとなるよう、交通体系の整備、水資源の確保、産業・観光の基盤整備など生活基盤整備を図るとともに、活力あふれる地域づくりを進め、快適で住みよい魅力あるまちの実現を目指してまいります。

まず、快適な生活空間づくりについてであります。

JR太宰府駅（仮称）を含む佐野東地区につきましては、本市の西の玄関口として、県立看護専門学校跡地利用を視野に入れ、周辺のまちづくりの青写真を描きつつ、地元の意向や財政状況を総合的に勘案して事業を進めてまいります。佐野東地区の一部である通古賀・吉松東・国分地区につきましては、秩序ある土地利用、道路、河川などの都市施設の適切な配置、良好な住宅地の形成を図るため、本年度も引き続き市街化区域への編入に向けて取り組んでまいります。

このうち、通古賀・吉松東の両地区につきましては、組合施行による土地区画整理設立準備委員会が立ち上がっていることから、極めて重要な局面に差しかかっているとの認識のもと、事業認可に向けた取り組みを可能な限り支援してまいります。

また、これらの土地区画整理事業や緊急を要する御笠川改修事業と呼応しまして、将来を見据えて、御笠川を基軸とした一体的なまちづくりを進めるため、通古賀地区都市再生整備計画に基づき、昨年度から着手している市道正尻・川久保線と関屋・向佐野線の整備、落合橋と下川原橋の架け替え、その周辺道路の整備など、年次計画により力を尽くしてまいります。

佐野土地区画整理事業につきましては、事業進捗率が本年3月までに全体計画の94%に達し、本年度には99%達成を目標に掲げ、ゴールも射程距離に入っております。事業の進展に伴い、県道などの幹線道路沿いには各種の商業施設が活況を呈し、また多くの住宅も建設されて、良好な市街地形成の効果があらわれてきており、土地区画整理事業の本来の目的を達成しつつあります。今後も保留地処分を進めながら、平成18年度の事業完了に向けて力を注いでまいります。

次に、交通体系の整備についてであります。

高雄地区の生活環境基盤の整備を図る観点から、市道高雄中央通線や市道家ノ前・今王線の整備など、交通の円滑化に努めてまいります。また、県道筑紫野・古賀線のバイパスの拡幅や観世音寺地区から西鉄二日市駅までの道路の延伸、拡幅の早期実現に向けて、県をはじめ関係機関に積極的に働きかけてまいります。

コミュニティバスまほろば号につきましては、公共交通機関の利便性の向上をはじめ、通勤、通学や買い物あるいは観光などの交通手段として、市民をはじめ来訪者の方々にも大変好

評をいただいております。本年度も高雄地区への新規路線開設に向けた取り組みを進めてまいります。利用者数は年々増加し、昨年11月には延べ200万人に達しており、着実に市民に定着しつつあるものと確信いたしております。今後も、利用の促進や環境面から考えた自動車利用の抑制など、円滑な事業運営に努めるとともに、市全域へのネットワーク網の整備あるいはダイヤ改正など、地域密着型の公共交通としてサービスの一層の向上を図ってまいります。

次に、上水道の整備についてであります。

市民生活におけるライフラインを確保し、安全で良質な水を安定供給することは、行政の極めて重要な使命と認識いたしております。将来の福岡都市圏における水需要確保の使命を担い、福岡地区水道企業団が一大プロジェクトとして取り組んでまいりました海水淡水化事業が本年4月から待望の供給開始となります。この事業により、福岡都市圏における水資源不足の解消が期待され、本市にとりまして、1日当たり最大2,900m<sup>3</sup>の受水により、水資源確保の一定のめどが立ったものと心強く思っております。

将来にわたる水源の確保や水の安定供給につきましては、今後とも福岡地区水道企業団や関係機関などと緊密に連携を図りながら、健全な経営基盤の確立と円滑な運営に力を注いでまいります。

第5の施策、「文化の香り高いまちづくり」についてであります。

我が郷土のすばらしい歴史的文化遺産の保存、活用を図りながら、市民一人ひとりが日々の生活の中で文化に触れることができ、夢を語り合うことができる後世に誇れるまちの実現を目指してまいります。

まず、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりについてであります。

本市の長い歴史の中で、生まれ、はぐくまれ、そして今日まで守り伝えられてきた文化財は、私たちの貴重な財産であります。そして、文化財をどのように後世に残していくかを明らかにするため、昨年度に策定した文化財保存活用計画に基づき、史跡などの文化財をはじめとした歴史的文化遺産を市民遺産へと大きく広がりを持たせる取り組みを、行政と市民と協働で展開してまいります。また、市域面積の約15%に当たる452haの史跡地の公有化事業を引き続き進めてまいります。

次に、市史の編さんにつきましては、太宰府の歴史や風土の集大成として、昨年に待望の全13巻14冊を刊行いたしました。編さんの過程で収集されました膨大かつ貴重な歴史資料は、市民の大切な共有財産であり、未永く後世に継承する観点から、今後は九州国立博物館と連携を取りながら、保存、公開、活用の取り組みを進めてまいります。

最後に、「地方分権時代に即した行財政の運営について」であります。

本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体は従来にも増して自己決定、自己責任を原則とする体制の整備が必要となってきております。また、国の三位一体の改革は地方自治体の財政基盤を根底から大きく揺り動かしております。

このような状況のもと、簡素で効率的な体制整備を図るとともに、行政の透明性の確保を図

り、説明責任を果たしながら、情勢の変化に応じた公共サービスを提供し、総合的かつ機動的な行政運営を進め、個性的で多様性に富み、持続可能で活力ある地域社会を築いていく必要があります。

まず、将来のまちづくりの指針として、第四次総合計画後期基本計画を本年度に策定し、この計画に沿って、地域の個性が輝き活力に満ちた元気なまち「ふるさと太宰府」の未来を切り開いてまいる所存であります。

行政改革につきましては、新たな行政課題や社会経済情勢に的確に対応し、かつ地方分権時代に即した行政運営の明確な指針として、太宰府市行政経営改革方針「第四次行政改革大綱」を策定しているところであります。今後は、この方針のもと、財政健全化、市民参画、簡素・効率化、質の高い市民サービスの提供、広域行政を主要推進項目として、市政運営に力を注いでまいります。本年度は、都府楼保育所の民間委譲の取り組みを進め、保育サービスを低下させることなく、節減できる経費を新たな子育て支援事業に充てるなど、創意工夫による行政運営に努めてまいります。

以上、平成17年度の市政運営に臨む私の所信の一端並びに主要な施策と事業の概要についてご説明申し上げます。

私は、本市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」を目指し、私自身が先頭に立って時代の動きを見据え、全職員と未来への夢を共有しつつ、英知を結集し、市民とともに考え、ともに汗を流し、ともに喜びを分かち合える市民との協働のまちづくりを推し進め、ふるさと太宰府に一層の愛情と情熱を注ぎ、人と地域の個性が輝くまち・太宰府の実現に向けて、総力を挙げて邁進してまいる所存であります。

どうか議員各位におかれましても、私の意とするところをお酌み取りいただきまして、予算をはじめとする全議案に対し、慎重なるご審議の上、ご賛同賜りますよう重ねてお願いを申し上げます、私の施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 以上で施政方針を終わります。

ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

~~~~~

再開 午前11時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

議長（村山弘行議員） 日程第5、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙」を行います。

現在の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が3月23日をもって満了となります。

したがって、選挙管理委員会委員長から、地方自治法第182条第8項の規定により、選

挙事由の発生について、1月11日付をもって通知がっております。よって、本日ここに委員及び補充員の選挙を行うものであります。

ここで選挙の方法について説明いたします。

選挙は、選挙管理委員会委員4名と補充員4名を選挙しなければなりません。選挙の方法については、投票と指名推選の二通りの方法があります。

お諮りいたします。

指名推選の場合、地方自治法第118条第2項、第3項の規定で、指名推選の方法をとること、指名の方法、被指名者を当選人とすること、以上の3点について全員異議がないという条件があります。

以上のことをご承知いただきまして、この選挙は指名推選の方法により行いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、指名推選委員会を設置し、指名推選委員会において指名された方を当選人と定めることにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

よって、お諮りしましたとおり決定いたしました。

ここで、指名推選委員会委員選出のため暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

~~~~~

午前11時06分 再開

議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

指名推選委員会の委員が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に武藤哲志議員、副委員長に大田勝義議員、委員に岡部茂夫議員、佐伯修議員、福廣和美議員、私村山弘行の6名であります。

なお、指名推選委員会は、本日の議員協議会終了後、第2委員会室で開かれますので、日程に追加されますようお願いいたします。

指名推選委員会に当たっては、会期内に被指名者を決定され、報告をお願いいたします。

~~~~~

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長(村山弘行議員) 日程第6、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 先ほど述べさせていただきました施政方針に続きまして、3月定例議会初日にご提案いたします案件につきましてご説明申し上げます。

さて、本日もご提案申し上げます案件は、人事案件2件、財産の取得1件、市道路線の認定1件、規約の協議7件、条例の制定1件、条例の一部改正9件、補正予算5件、新年度予算9件、合わせて35件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります古賀光恵氏の任期が平成17年3月31日をもちまして満了となりますので、新たに後任として山本浩美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるためご提案申し上げます。

山本氏は、平成6年4月から平成11年3月まで、太宰府小学校のPTA役員として健康委員会委員長をはじめ、給食部会部会長や学年委員会委員長などの要職を歴任され、また平成11年4月からも太宰府中学校PTA役員として研修委員会委員長や第3学年委員会委員長など、多くの要職を歴任され、学校とPTA会員とのパイプ役として、教育環境の諸問題解決に向けて真剣に取り組んでこられました。また、平成9年4月から、地域の子ども会活動及び小学校のクラブ活動の会長職を務められるなど、地域社会の発展に尽力されており、人権擁護委員として十分任務を果たせる適任者であると確信いたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第7 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります久良木新一氏の任期が平成17年3月25日をもちまして満了となりますので、新たに後任として神野浩一氏を選任いたしたくご提案申し上げます。

固定資産評価審査委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項に規定されており、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産税の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任することになっております。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置するものであり、現在では審査申し出の内容も複雑かつ多様化しておりますので、固定資産の評価について学識経験を有する方をお願いいたすことにしております。

神野氏は、平成9年1月より司法書士事務所を開業し、不動産登記等の業務に携われ、豊富な知識と実績を持たれた方であり、固定資産評価審査委員として適任者であると確信いたしております。

略歴等添付いたしておりますので、ご参照の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第8 議案第2号 財産の取得（史跡地）について

議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第2号「財産の取得（史跡地）について」ご説明申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。

この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであります。深く感謝を申し上げます。

本年度買い上げます土地につきましては、47筆、面積にして4万7,826.35㎡、買い上げ金額6億4,918万7,395円であります。詳細につきましては、土地買い上げ一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第9 議案第3号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第9、議案第3号「市道路線の認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第3号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております川原・正尻線、川原2号線、川原3号線につきましては、正尻・川久保線への取りつけ道路として認定し、道路整備をするものであり、道路法第8条第1項の規定に基づき認定するに当たり同条第2項の規定により市議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第10 議案第4号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第10、議案第4号「福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第4号「福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について」ご説明申し上げます。

このたび、福岡都市圏における広域行政の推進の一環として、福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することについて規約を制定するに当たり、福岡都市圏の他の市町と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第11、議案第5号「筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について」及び日程第12、議案第6号「筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11及び日程第12を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第5号及び議案第6号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第5号「筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

今回の規約変更は、平成17年3月22日から、朝倉郡三輪町及び同郡夜須町を廃止し、その区域をもって朝倉郡筑前町を設置することに伴い、共同設置団体である「筑紫野・春日・夜須筑慈苑施設組合」の名称が「筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合」に改正されますことから、規約の別表の一部を変更する必要性が生じたので、関係団体と協議することについて、地方自治法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号「筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について」ご説明申し上げます。

今回の規約変更は、筑紫地区介護認定審査会の委員を増員することに伴い、規約の一部を変更する必要性が生じたので、関係市町と協議することにつきまして、地方自治法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第13から日程第16まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第13、議案第7号「福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について」から日程第16、議案第10号「福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第16までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第7号から議案第10号までを一括してご説明申し上げます。

平成17年3月28日に、宗像郡大島村が廃され宗像市へ編入合併することにより、協議会等の構成団体数が減少しますので、減少に関する協議及び規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第252条の6及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第17 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第17、議案第11号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第11号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について」ご説明申し上げます。

筑紫地区4市1町で共同設置しております筑紫地区介護認定審査会の担当市として、平成17年度から平成18年度までの2か年間、本市が事務局の事務を担当いたします。審査会に関する予算については、筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約第7条の規定により、特別会計を設置することになっておりますので、特別会計の設置に関する条例を制定するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第18から日程第26まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第26、議案第20号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第26までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第12号から議案第20号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正内容につきましては、近年、高齢者の給与抑制が多くの民間企業で取り入れられており、またそれを受けて国におきましても、56歳以上の職員の定期昇給を廃止しているところであります。本市におきましても、これに準じて、平成17年4月1日から昇給停止を行うため、職員の昇給基準を改正するものであります。

なお、基準日において50歳を超えている職員については、激変緩和措置として従前の取り扱いとするものであります。

次に、議案第13号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第14号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今日の厳しい社会経済情勢の中で、国が進める三位一体改革の地方への税源移譲の問題や国庫補助金や地方交付税の大幅なカット等により、市の歳入に大きな影響を与えていることから、新年度予算編成においては、なお一層の徹底した経費の節減を断行しているところであります。

今回の改正内容につきましては、こういった状況を踏まえまして、議会議員及び非常勤の特別職の職員が市内の会議等に出席する際に、交通費等の実費弁償として支給する費用弁償の減額を提案するものであります。

議会議員につきましては、現行の2,600円を2,000円に、また非常勤特別職のうち市内居住者につきましては2,200円を1,600円に改定いたします。

なお、筑紫地区介護認定審査会の事務局について、平成17年度から2か年間太宰府市が担当することになりますので、条例の一部を改正する必要が生じております。

改正の内容につきましては、特別職に筑紫地区介護認定審査会委員を加え、当該委員の会長及び合議体の長の報酬額を1万1,400円、委員を9,400円とし、費用弁償については一律に1,600円を支給するものであります。

次に、議案第15号「太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

このたび、福岡都市圏のスポーツ施設について調査・研究を行ったところ、ナイター施設を備えた野球場については、本市のみ料金設定が著しく異なっており、今後の福岡都市圏広域利用の観点から、格差是正に努めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第16号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

このたび、太宰府史跡水辺公園の歳入歳出について調査・研究を行ったところ、利用者数の増加に対して収入は減少と推移しております。この原因の一端は1時間料金設定であると考えますが、市民の皆様の要望で設定した経緯もありますので、その設定を維持しつつ利用者によ

る受益者負担を踏まえ、新しい料金体系を設定するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、文化財保護法及び福岡県文化財保護条例の一部が改正されたことに伴い、条例における引用法令の条文の整理を行うため、条例を改正するものであります。

次に、議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年10月に開館いたしました本館における館使用料及び附属施設等使用料に一部見直しの必要が生じたので、条例を改正するものであります。

次に、議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

このたび、不動産登記法が平成17年3月7日に施行されることに伴い、これまで用いられていました「土地登記簿」という用語が「登記簿」に改められることにより、条例における条文の字句の整理を行うため、条例を改正するものであります。

次に、議案第20号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、入院外医療費の支給対象年齢を市単独事業として、3歳未満を1歳引き上げて4歳未満までとするものであります。

なお、施行日は平成17年7月1日を予定いたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第27から日程第31まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第27、議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第31、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第27から日程第31までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第21号から議案第25号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、残すところ1か月となりました平成16年度予算について、歳入歳出決算見込み額の精査を行い、予算の調整をさせていただいております。

補正の主なものとしたしましては、歳入では、地方交付税や事業費等の確定により過不足を生じます国・県支出金、市債について調整いたしております。

また、歳出では、医療費の増加に伴います老人保健特別会計への繰出金、土地開発公社で所有しております地区道路整備事業用地の買い戻し予算及び関連工事費、奥園水路改良工事費、保留地処分金の精算に伴います土地区画整理事業基金への積立金、そのほか災害復旧費では国の補正予算に伴う事業費などを追加計上させていただいております。

この結果、今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ8,289万8,000円を追加し、予算総額を237億3,883万円といたしております。

また、地区道路整備事業、佐野土地区画整理事業、災害復旧事業など繰越明許費の追加13件、変更1件、債務負担行為の追加5件、事業費確定に伴う地方債の追加2件、変更9件を補正させていただいております。

次に、議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ210万円を追加し、予算総額を50億7,245万6,000円をお願いするものであります。

歳入につきましては、退職被保険者適用適正化事業の実施に伴う国庫支出金の特別対策補助金の計上及び前年度繰越金の増額をいたしております。

歳出につきましては、保険給付費における一般被保険者療養費及び退職被保険者等療養費の増額をいたしております。

次に、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2億9,481万8,000円を追加し、予算総額を59億428万6,000円をお願いするものであります。

歳入につきましては、主に社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金及び国県負担金を増額並びに過年度分の医療費交付金を計上いたしております。

歳出の主なものとしたしましては、医療費を増額し、一般会計繰入金精算繰戻金を計上いたしております。

次に、議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支につきまして、収入を1,679万4,000円増額し、総額10億7,219万9,000円とし、支出を1,458万6,000円減額し、総額11億6,976万8,000円とするものでありま

す。

資本的収支につきましては、収入を121万5,000円増額し、総額2億8,854万5,000円とし、支出を1億5,078万4,000円減額し、総額8億7,533万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入におきましては、上水道の使用水量が当初の見込みより伸びており、それに伴う水道使用料を増額するものであります。

収益的支出につきましては、契約額の確定により、各委託料の合計605万3,000円を減額し、また浄水場の薬品費を336万7,000円減額するものであります。

資本的収入におきましては、下水道工事及び区画整理事業に伴う水道管布設工事費の確定により、工事負担金を1,872万円減額し、水道加入者の増加に伴い、加入負担金を1,993万5,000円増額するものであります。

資本的支出につきましては、平成14年度から施工いたしております大佐野浄水場施設改良工事及び配水管新設工事等の契約額が確定いたしましたことに伴い、工事請負費を1億4,235万3,000円、委託料を774万7,000円減額するものであります。

次に、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支につきましては、収入を1,745万円増額し、総額17億8,182万9,000円とし、支出を2,031万1,000円増額し、総額17億2,229万2,000円とするものであります。

資本的収支につきましては、収入を8,812万2,000円減額し、総額9億8,756万5,000円とし、支出を6,118万8,000円減額し、総額15億785万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入におきましては、有収水量が当初の予想を上回る見込みのため、下水道使用料を1,737万7,000円増額するものであります。

収益的支出につきましては、流域下水道維持管理負担金を389万3,000円増額し、陣ノ尾1号雨水幹線第16-1工区築造工事等に伴う下水道管の除却費を1,613万9,000円計上するものであります。

資本的収入につきましては、下水道整備の伸びにより、受益者負担金と下水道加入金を合わせて311万2,000円、N T T無利子貸付金の今年度における繰上償還決定に伴い国庫補助金666万6,000円を増額し、事業費の確定により企業債を9,600万円減額するものであります。

資本的支出につきましては、N T T無利子貸付金償還金を666万6,000円増額し、契約額の確定により各委託料及び工事請負費等を減額するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第32から日程第40まで一括上程



議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第32、議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」から日程第40、議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第32から日程第40までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第26号から議案第34号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」ご説明申し上げます。

我が国の経済情勢は、企業収益の改善、民間設備投資が増加傾向にあるなど、一部に景気回復の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況の中、平成16年度には地方交付税及び臨時財政対策債が、国の財政再建を優先させた結果、大幅に減額され、自主財源に乏しい自治体は深刻な事態に陥り、予算編成に重大な支障を来す状況となりました。また、三位一体の改革の推進に当たっては、財源に乏しい自治体の実態を踏まえ、地方交付税の持つ財源保障や財源調整機能を堅持するとともに、その充実強化が望まれるところでありますが、これら国と地方の関係の抜本的見直しに伴い、一般行政経費や地方単独事業費等の縮減による地方財政計画規模の一層の縮減が予想されているところであります。

本市におきましても、歳入の根幹となる市税収入が低迷する中、地方交付税など一般財源収入の減少が続いており、普通交付税につきましては、臨時財政対策債とあわせまして、平成16年度当初予算より約3億2,000万円、7.6%の大幅減を見込んでおります。

また、歳出では、扶助費、公債費などの義務的経費や特別会計への繰出金の増加、佐野土地区画整理事業、地区道路整備事業、散策路整備事業などの継続事業に加え、御笠川の拡幅に伴う通古賀地区整備事業の実施など、引き続き多くの財源を必要とし、基金から多額の繰り入れをしなければ予算編成ができない厳しい財政運営を迫られているところであります。

こうした状況を踏まえ、平成17年度の予算編成に当たりましては、例年にも増して厳しい状況となった財政事情を踏まえ、施策の重点化とこれまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めることを前提に、継続事業を見直し、新規事業を極力抑制したほか、各種施設等の維持管理費の節減、臨時・嘱託職員の削減、庁舎内事務室の清掃委託を廃止するなど、歳出全般について経費の徹底した節減を図り、限られた財源の有効配分に努めたところであります。

その結果、平成17年度の一般会計予算総額は205億3,390万8,000円で、これを平成16年度当初予算と比較しますと、24億918万円、率にいたしますと10.5%の減、平成16年度に行いまし

た減税補てん債の借りかえ13億370万円を差し引いた実質額では11億548万円、5.1%減の緊縮予算となっております。詳しくは別紙予算説明資料をご参照ください。

次に、議案第27号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険制度は、医療保険制度の基盤的役割を果たし、地域住民の医療確保と健康保持増進に大きな役割を果たしており、今後加速する高齢社会においては、その役割はなお一層大きくなるものと考えております。しかしながら、医療技術の高度化等により医療費が増加し、さらに長期にわたり低迷する経済情勢の影響も相まって、国保の事業運営は極めて厳しい状況が続いております。

このような状況の中、平成17年度予算につきましては、歳入歳出予算総額51億2,749万2,000円で、前年度比6.1%の伸びとなっておりますが、国保財政の健全化を図るため、国保税の収納の確保、医療費の適正化、保健事業の推進など、より一層の運営努力を継続して図ることはもちろんのこと、国、県に国保制度の抜本的な改正に向けて引き続き要望していきたいと考えております。

次に、議案第28号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計予算について」ご説明申し上げます。

老人保健特別会計におきましては、平成14年10月の法改正によって受給者の人数は年々減少しておりますが、高齢化や医療技術の高度化に伴って、医療費は増加しており、依然として厳しい状況にあります。

平成17年度の歳入歳出予算総額は51億8,567万1,000円を計上しております。

今後とも、健康に対する意識の高揚や適正な受診への啓発等、関係課との連携を図り、健康づくり推進をしてまいります。

次に、議案第29号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険事業の現状は、人口の高齢化や介護保険サービス利用者の増加により、介護給付費は年々伸びてきております。

この結果、平成17年度の歳入歳出予算総額は31億7,307万1,000円で、前年度比5.6%の伸びとなっております。

なお、介護保険事業は施行後ほぼ5年を経過し、平成17年度中には介護保健法の改正が行われ、大きく制度が見直されることとなっておりますが、利用者の自立支援、在宅介護の推進、また介護保険サービスの適正化等介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

次に、議案第30号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

筑紫地区介護認定審査会につきましては、平成17年度から平成18年度の2か年間、本市が担当市となっており、今回議案第11号で提案しております筑紫地区介護認定審査会事業特別会計

条例の制定に伴い、同事業特別会計予算を計上するものでございます。

平成17年度の歳入歳出予算総額は9,256万円となっております。

歳入の主なものは、筑紫地区4市1町の負担金であり、歳出につきましては、介護支援システムに係る経費及び認定審査会委員の報酬等の経費が主なものであります。

次に、議案第31号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

平成17年度の歳入歳出につきましては、総額1,962万3,000円で、前年度比11.2%の減となっております。予算総額が減額となりました主な理由は、公債の償還の減少に伴って、歳入の住宅新築資金等補助金が79万円、償還金を107万8,000円減額したことであります。

なお、貸付償還の向上につきましては、夜間の家庭訪問等を行い、償還の促進とあわせて、意識向上に努めているところであります。

次に、議案第32号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

この公共用地先行取得事業特別会計は、平成15年度に高雄公園用地の先行取得を行うために設けたものであります。

平成17年度の予算総額は8,025万5,000円で、対前年度比0.6%の増となっております。主な内容は取得の際に借り入れを行いました地方債3億1,590万円の元利償還金であります。

次に、議案第33号「平成17年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量は、給水戸数2万394戸、年間総給水量478万1,135<sup>m</sup>、1日平均給水量1万3,099<sup>m</sup>、普及率を78.5%と見込んでおります。

主な建設改良事業といたしましては、第6次拡張事業及び大原地区等を含めた配水管新設を4,632m、事業費を3億6,191万5,000円、布設替えを533m、事業費4,008万円を予定しております。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出であります。まず収入につきましては、総額を前年度比4.1%増の10億9,836万5,000円といたしております。収入増の主なものは水道使用料で、平成16年度中の実績を考慮し、使用水量の伸びを上方修正しまして、10億4,378万円といたしております。

支出につきましては、総額を前年度比0.7%増の11億9,167万7,000円といたしております。増加の主な要因といたしましては、受水費の増で、平成17年4月1日から海水淡水化事業による受水が開始されるためであります。

なお、当年度の収益的収支につきましては、平成16年度と同様に赤字予算を調整させていただいております。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出であります。収入につきましては、総額を前年度比127.0%増の6億3,194万2,000円といたしております。増加の主な要因といたしましては、平成15年度に購入した国債が満期を迎えることに伴う投資有価証券売却代金の計上による

ものであります。

支出につきましては、前年度比25.8%の減の7億4,037万5,000円といたしております。減少の主な要因といたしましては、平成14年度から実施いたしました大佐野浄水場施設改良工事が平成16年度に完了したことに伴い、建設改良費が前年度比33.3%、2億6,054万1,000円の減によるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億843万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

次に、議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量は、排水戸数2万4,738戸、年間総排水量675万2,500m<sup>3</sup>を予定いたしております。

主な建設改良事業といたしましては、事業費約3億8,800万円を投じ、汚水管1,222m、雨水管を590m整備いたすこととしております。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出であります。まず収入につきましては、一般会計補助金が2億2,603万円減額となり、総額を前年度比9.6%減の17億3,081万6,000円といたしております。

支出につきましては、総額を前年度比1.3%減の16億8,964万8,000円といたしております。減少の主な要因といたしましては、企業債利息の減によるものであります。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出であります。まず収入につきましては、総額を前年度比83.9%増の11億318万9,000円といたしております。増加の主な要因といたしましては、資本費平準化債の借り入れに伴う建設企業債の増額、建設改良事業の増加に伴う国庫補助金の増額及び投資有価証券の売却代金によるものであります。

支出につきましては、前年度比8.4%増の14億3,756万5,000円といたしております。増加の主な要因といたしましては、建設改良費の5,217万8,000円と資本費平準化債償還金を含めた企業債償還金5,897万1,000円の増額によるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億3,437万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第32から日程第40までの平成17年度の各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに審査付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員全員で構成する予算特別委員会を設置することに決定し、日程第32から日程第40までを予算特別委員会に付託します。

お諮りします。

正・副委員長を慣例によって、委員長は総務文教常任委員会委員長に、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長に決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員長に武藤哲志議員、副委員長に安部陽議員を決定します。

ここで、予算特別委員会の日程について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 予算特別委員会の日程について報告します。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に一般会計及び各特別会計並びに各企業会計について、各予算の概要の説明を受けます。2日目は3月16日水曜午前10時から、3日目は3月17日木曜午前10時からそれぞれ開会します。

なお、予備日として3月18日金曜午後1時を予定しております。

また、各委員からの資料要求は、お手元の資料要求書により、3月2日水曜、明日の午後4時までに事務局に提出をお願いします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） これで委員長の報告を終わります。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月3日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時56分

~~~~~